

の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年熊本県条例第64号。以下「改正県立学校給与条例」という。）附則第5項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成14年4月1日から基準日（改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号又は改正県立学校給与条例附則第5項第1号に規定する基準日をいう。以下この条及び第3条第3項において同じ。）までの間において、職員が人と交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者と勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間で、施行日（改正一般職員給与条例附則第2項、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号又は改正県立学校給与条例附則第2項に規定する施行日をいう。）の前日までのものとする。

- (1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号。以下「一般職員給与条例」という。）、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和28年熊本県条例第74号。以下「大学教育職員給与条例」という。）、熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号。以下「県立学校給与条例」という。）又は熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号。以下「市町村立学校給与条例」という。）の適用を受ける職員（臨時職員（一般職員給与条例第15条の9の規定の適用を受ける臨時職員をいう。）を除き、非常勤職員にあっては、一般職員給与条例第5条の2、大学教育職員給与条例第6条の2、県立学校給与条例第6条の2又は市町村立学校給与条例第6条の2に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）
- (2) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）の適用を受ける職員（臨時職員を除き、非常勤職員にあっては、熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものに限る。）
- (3) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号）の適用を受ける職員（臨時職員を除き、非常勤職員にあっては、熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）
- (4) 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第111号）、熊本県教育長等の給与等に関する条例（昭和63年熊本県条例第21号）又は熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和26年熊本県条例第43号）の適用を受ける地方公務員
- (5) 特定独立行政法人の職員以外の国家公務員
- (6) 特定独立行政法人の職員
- (7) 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者）をいう。
- (8) 第1号から第4号までに掲げる者以外の地方公務員
- (9) 退職派遣者（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者をいう。）

（改正一般職員給与条例附則第5項第2号及び改正県立学校給与条例附則第5項第2号の給料等の額の算定等）

第2条 改正一般職員給与条例附則第5項第2号及び改正県立学校給与条例附則第5項第2号の人事委員会規則で定める給料月額、最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成14年熊本県人事委員会規則第52号）第1条の規定を準用して得られる給料月額とする。この場合において、同規則第1条中「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年熊本県条例第62号）附則第2項及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年熊本県条例第64号）附則第2項に規定する平成15年1月1日（以下「施行日」という。）の前日において」とあるのは「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年熊本県条例第62号。以下「改正一般職員給与条例」という。）附則第5項第1号又は熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年熊本県条例第64号。以下「改正県立学校給与条例」という。）附則第5項第1号に規定する継続在職期間（以下「継続在職期間」という。）のうち」と、「職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）とあるのは「期間（以下この条において「特定期間」という。）がある職員の特定期間における改正一般職員給与条例附則第5項第2号又は改正県立学校給与条例附則第5項第2号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額（以下「基礎給料月額」という。）」と、同条の式中「施行日に」とあるのは「改正一般職員給与条例第1条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）又は改正県立学校給与条例第1条の規定による改正後の県立学校給与条例の規定による特定期間に」と、「施行日の前日」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとする。

2 継続在職期間（改正一般職員給与条例附則第5項第1号、改正大学教育職員給与条例附則第3項第1号又は改正県立学校給与条例附則第5項第1号に規定する継続在職期間をいう。次項において同じ。）において改正一般職員給与条例第1条の規定による改正前の一般職員給与条例別表第1から別表第4までの給料表、改正大学教育職員給与条例第1条の規定による改正前の大学教育職員給与条例別表の給料表又は改正県立学校給与条例第1条の規定による改正前の県立学校給与条例別表の給料表の適用を受けていた期間